

## 軽減判定所得基準の見直しについて

地方税法施行令の一部改正等に伴い、緊急に入間市国民健康保険税条例を改正する必要が生じたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分し、令和 7 年 4 月 1 日から施行したものです。

この専決処分については、令和 7 年第 1 回入間市議会臨時会において議案を提出し承認を得ました。

### 〔 改正内容 〕

減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し（第 21 条関係）

国民健康保険税の減額の対象となる世帯の軽減判定所得について、5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を引き上げ、減額措置の拡大を図りました。

〔令和 7 年 3 月 31 日公布、令和 7 年 4 月 1 日施行〕

区 分	軽減判定所得	
	改正後	改正前
7 割 軽減	(変更なし)	基礎控除額(43 万円) +10 万円×(給与所得者等の数-1)
5 割 軽減	基礎控除額(43 万円) +30.5 万円×被保険者数 +10 万円×(給与所得者等の数-1)	基礎控除額(43 万円) +29.5 万円×被保険者数 +10 万円×(給与所得者等の数-1)
2 割 軽減	基礎控除額(43 万円) +56 万円×被保険者数 +10 万円×(給与所得者等の数-1)	基礎控除額(43 万円) +54.5 万円×被保険者数 +10 万円×(給与所得者等の数-1)

※ 7 割軽減対象となる軽減判定所得の基準額については変更ありません。

### (参考)

改正後と改正前の比較（令和 7 年 4 月 23 日時点）

区 分	5 割軽減			2 割軽減		
	世帯数	被保険者数	軽減額（円）	世帯数	被保険者数	軽減額（円）
改正後	2,669	4,423	121,834,500	2,480	4,114	44,801,200
改正前	2,567	4,267	117,544,500	2,455	4,046	44,050,000
増減数	102	119	4,290,000	25	68	751,200

※ R7 本算定前のため、R6 の課税状況で比較しています。